



2023年10月25日

各 位

会 社 名 G F A株式会社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 片 田 朋 希  
(コード番号：8783 スタンダード)  
問 い 合 わ せ 執 行 役 員 管 理 本 部 長 津 田 由 行  
(TEL. 03-6432-9140)

## ブレイブ少額短期保険株式会社との資本業務提携に関するお知らせ

当社は、2023年10月25日開催の取締役会において、以下のとおり、ブレイブ少額短期保険株式会社（以下「ブレイブ社」といいます。）との間で、弁護士保険事業に関して資本参加を含む業務提携契約を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 資本業務提携の目的

当社は、不動産・金融事業を本業とし、社会や人の生活に必要な「金融」に関わる様々なニーズにお応えするため、証券・銀行・保険を中心に高いシナジーを発揮する商品やサービスを幅広く提供しております。

ブレイブ社は、日本における法的トラブルや事故に巻き込まれた方に費用面の負担や不安解消に役立つ保険として、トラブルが発生した後から加入することができる、日本初の「事後型弁護士保険（権利保護費用補償保険）」の開発に成功し、2023年2月3日に少額短期保険業者として登録を受けています。（関東財務局長（少額短期保険）第110号）。

当初、ブレイブ社がこの保険商品の提供に向けて準備段階であった2022年春頃、ブレイブ社の取締役会長を務め、株主でもあるプリVENTメディカル株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役：久米慶）の代表の久米氏より当社へ協業の打診がありました。

当社はブレイブ社より事業概要や今後の展望をヒアリングし、貸金業の実績ある当社が弁護士費用等の初期費用の融資・立替部分を担うことで、同社の保険商品の販売強化にも寄与が可能であると同時に、保険商品の内容から社会的な意義が大きい当該事業の実施に向けて定期的に協議を進めることとなりました。

弁護士保険のスキームの構築検討を進めるなかで、ブレイブ社より、既存株主から株式を当社へ譲渡することについて打診がありました。

当社は、事後型弁護士保険について協議を開始した当初からその社会的意義が高く、また事業自体の収益の将来性についても高く魅力的な事業であることから当社内で協議し、出資を決定しております。

その後、当該保険と一体となった融資・立替について社内での実施の可否及び保険と連携したスキームの構築を進め、懸念点もクリアされたことから当社の参画が可能と判断し、業務提携を行うことといたしました。

その結果、当社の利益にも最大寄与するとの判断のもと、ブレイブ社と資本・業務提携となりました。

#### 2. 資本業務提携の内容

当社とブレイブ社との間で合意している資本業務提携の内容は、以下のとおりであります。

##### (1) 業務提携の内容

ブレイブ社が提供する事後型弁護士保険は、被保険者に発生した法的トラブルを対象として、被保険者が弁護士に委任し権利保護の取組みを行ったものの、権利保護の一部または全部が図られず、金銭面から見たときに、支出した権利保護費用の負担が大きくなってしまう場合に、その費用負担分を被保険者が被った損害として補償する保険です。

当社においては、被保険者の弁護士費用等の初期費用の融資・立替を行い、「依頼者が相手方から得られた手取金」もしくは「ブレイブ社から支払われる保険金」によって精算する仕組みとなっております。

これまで日本において、争いの開始時に発生する弁護士費用等を補償する事前型の弁護士費用保険は存在しましたが、「事後型」の弁護士保険（権利保護費用補償保険）は日本で初めてであり、この保険と当社による弁護士費用等の初期費用の融資・立替を組み合わせたサービスは、民間企業による法律扶助システムとも言え、このサービスは日本初の試みとなります。

この保険と一体となる当社による融資・立替によって、被保険者は自己資金を使うことなく、赤字になってしまうリスクが補償され、費用面等で困ることなく弁護士に依頼することが可能になります。また、当社は融資・立替時の金利・手数料を受け取ることできるため、本提携により当社グループの利益に貢献することとなります。

現在、日本の法的トラブルにおいて弁護士に相談しない理由は費用面での不安が大きな理由となっております。ブレイブ社と当社は「弁護士費用手出し0円で弁護士に依頼できる時代」を目指して、本保険商品の提供できるチャネルの拡大や販売の強化を共に推進してまいります。

また、ブレイブ社はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：新納啓介、以下「あいおい社」といいます）と2019年6月6日付で投資契約を締結し、あいおい社より出資を受けております。また、2023年9月29日付で再保険契約を締結しており、新たな補償分野において、安定的な商品供給を行えるよう適切なリスク管理体制を構築しております。

## （2）出資の内容

当社は2023年7月31日及び2023年8月30日付でブレイブ社の発行済株式の一部を既存株主から取得しております。取得株数に関しては他株主の保有株式譲渡の意向も前提に協議の上、決定しております。なお、取得価格は相手先の意向も踏まえて非公表としております。

## 3. 資本業務提携の相手先の概要（※2023年9月30日時点）

(1) 名 称	ブレイブ少額短期保険株式会社	
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋小舟町9番18号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 梅溪 映	
(4) 事 業 内 容	少額短期保険業	
(5) 資 本 金	173,296,904円	
(6) 設 立 年 月 日	2019年2月4日	
(7) 大株主及び持株比率	久米 慶 56.95% 他株主 30.92% 当社 12.13%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	当社が12.13%を保有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。
(9) URL	<a href="https://brave-ss.co.jp/">https://brave-ss.co.jp/</a>	
(10) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財務状態	相手先の意向により、非開示とさせていただきます。	

## 4. 株式取得の相手先の概要

株式取得の相手先につきましては、譲渡契約における守秘義務に基づき、相手先の意向により非開示とさせていただきます。なお、当該相手先について、記載すべき事項（人的関係、取引関係、関連当事者への該当状況）はありません。

5. 取得株式数, 取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株 (議決権の数: 0個) (議決権所有割合: 0%)
(2) 取得株式数	8,000株 (議決権の数: 8,000個)
(3) 異動後の所有株式数	8,000株 (議決権の数: 8,000個) (議決権所有割合: 12.13%)

6. 日程

(1) 取締役会決議日	2023年10月25日
(2) 契約締結日	2023年10月25日
(3) 事業開始日	2023年11月1日(予定)

7. 今後の見通し

本資本業務提携が2024年3月期の当社連結業績に与える影響は軽微と見込んでおりますが、来期以降については現在精査中です。今後、開示すべき影響等が判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上